

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録していたが、労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 の規定に基づき登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき、下記のとおり公示する。

記

	変更前	変更後
登録教習機関の 名称	ダイキン工業株式会社	同左
登録教習機関の 住所	大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号大阪梅田ツインタワー ズ・サウス	同左
代表者の氏名	取締役社長 十河政則	取締役社長 竹中直文
事務所の名称	上記「登録教習機関の名 称」に同じ	同左
事務所の所在地	上記「登録教習機関の住 所」に同じ	同左

変更する年月日 令和 6 年 8 月 1 日

登録番号 大阪労働局長登録第 109 号

令和 6 年 8 月 8 日

大阪労働局長